

職員の処分について

地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 生活支援部職員の非行事故

(1) 処分の内容等

① 事故者

職層	所属	年齢	性別	内容
主事	生活支援部	54	男性	停職3月

② 管理監督者

生活支援部 参事及び副参事 訓告

(2) 事故の概要

事故者は、生活保護ケースワーカー業務に係る事務を、長期間に渡り未処理のまま放置した。

なお、事故者は、過去にも事務処理を怠ったことにより懲戒処分を受けている。

2 教育委員会事務局職員の非行事故

(1) 処分の内容等

事故者

職層	所属	年齢	性別	内容
主事	教育委員会事務局	50	男性	諭旨退職 (退職手当3割減額)

(2) 事故の概要

事故者は、令和7年9月19日から同年10月9日までの間、職場内において、同僚職員の財布から現金合計60,000円を窃取した。

3 発令年月日

令和7年11月7日